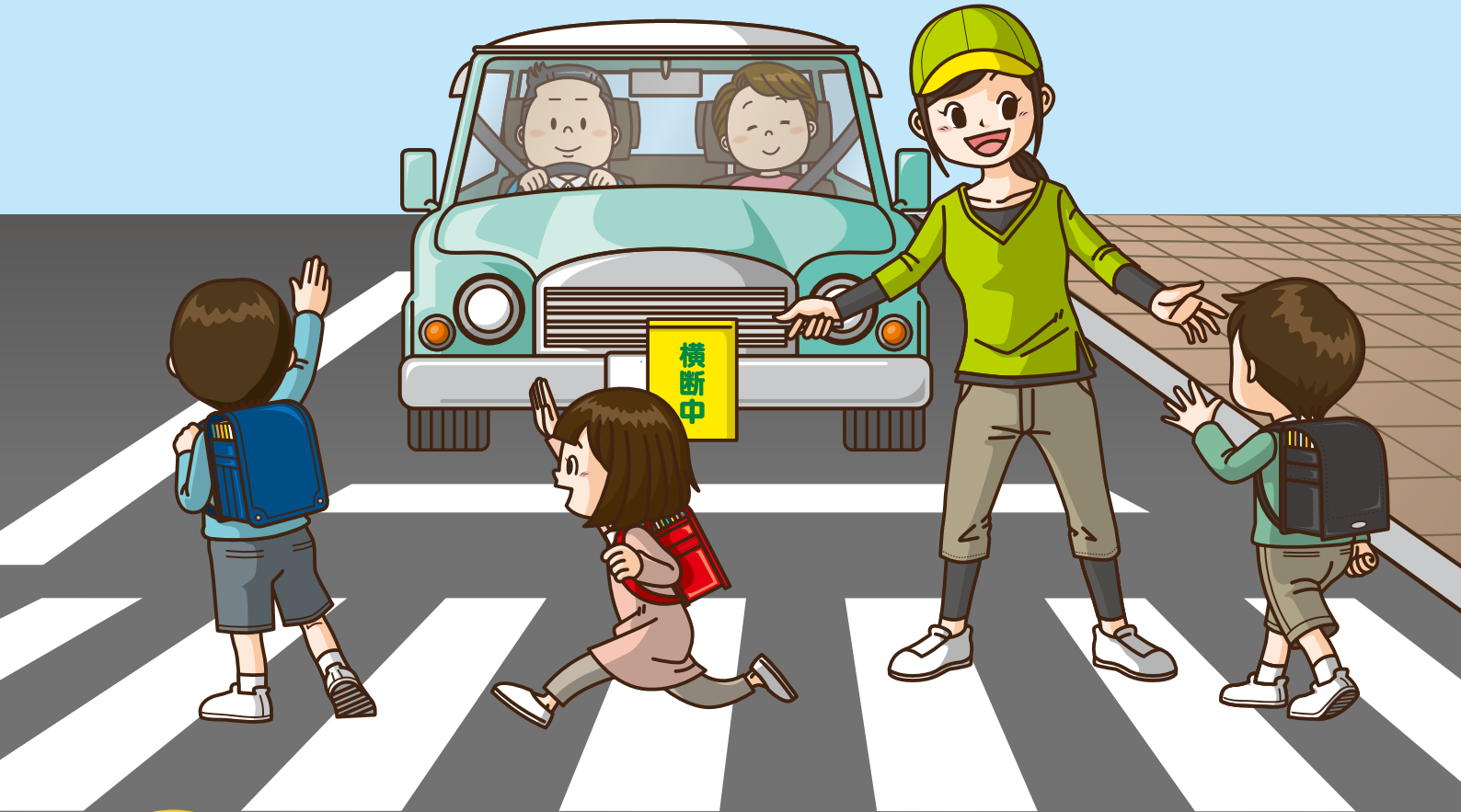


令和7年度

交通災害共済

県内16市町(福井市除く)が行っています。
共済へ加入した方が、万一交通事故にあった際に見舞金を支払う制度です。



ワンコインで身近な安心を

共済掛金

わずかな
負担で

年額

500円

災害見舞金

身近な
安心を

2万円

~100万円

加入申込や見舞金請求手続きなどは **お住まいの市役所・町役場の窓口まで** おたずねください。

福井県市町総合事務組合

敦賀市・小浜市・大野市・勝山市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市・永平寺町・池田町・南越前町・越前町・美浜町・高浜町・おい町・若狭町

共済のあらまし

共済
期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※中途加入の場合は、
掛金納入の翌日から

共済
掛金

1人年額 500円 ※加入は
1人1口

請求
期間

災害を受けた日から 2年以内

加入資格

- 加入資格は、加入申込み時に住民登録がある人です。申込み終了後、共済期間が始まる前(3月31日まで)や共済期間(4月1日から3月31日まで)の途中で住所を移した場合(国外を除く)でも、加入者として取り扱います。

災害見舞金

1等級	死亡	100万円
2-1等級	自動車損害賠償保障法施行令別表第1に掲げる介護を要する後遺障害および別表第2の等級区分第1級の各号に掲げる後遺障害に該当するもの	100万円
2-2等級	自動車損害賠償保障法施行令別表第2の等級区分第2級から第4級までの各号に掲げる後遺障害に該当するもの	80万円
3等級	1年以上の治療を要する傷害で、入院60日を含む実治療日数180日以上のもの	30万円
4等級	6月以上の治療を要する傷害で、入院30日を含む実治療日数90日以上のもの	15万円
5等級	3月以上の治療を要する傷害で、入院7日を含む実治療日数45日以上のもの	8万円
6等級	2月以上の治療を要する傷害で、実治療日数30日以上のもの	7万円
7等級	1月以上の治療を要する傷害で、実治療日数7日以上のもの	5万円
8等級	1週間以上の治療を要する傷害	2万円

※医師の診断書に頸椎捻挫等と明記されているもの(通称むち打ち症)は、診断書の内容により5等級または4等級が限度となります。

※治療期間・日数および内容については、組合の定める基準となります。

交通遺児援助一時金

- 共済加入者である父または母が交通事故により死亡した場合、その者と生計を一にしていた義務教育終了前の子(遺児)に対し、一時金として**1人につき20万円**を支給します。

交通事故にあったら

- 自転車事故など軽微な被害であっても、事故が起きたときは、ただちに警察署または最寄りの交番など関係機関に連絡し、事故の確認をしてもらってください。

対象となる交通事故

- 日本国内で次の交通機関の運行に伴う接触、衝突、転落、その他の事故による人の死傷
 - ①自動車、原動機付自転車、自転車、路面電車など
 - ②電車、旅客船、旅客機など
 - ③身体障害者用の車いす(道路上で使用中の事故)

対象とならない事故

- 乳母車を押している場合や電動三輪車に乗っている場合の単独事故は歩行中の事故となるため、見舞金の対象となりません。
- 治療期間が1週間に満たない場合
- 交通事故との因果関係が不明な場合



見舞金の請求方法

- お住まいになっている市役所・町役場に問い合わせをし、請求手続きをしてください。請求書、診断書などの用紙は、市役所・町役場窓口にあります。

〈請求に必要な書類〉

- ①加入者証
- ②交通事故証明書(写可)
- ③医師の診断書(死亡の場合は死亡診断書または死体検案書)(傷害の場合は組合指定の「様式第4号」または自賠責保険が適用された診断書と診療報酬明細書の写(保険会社の原本証明要)のどちらか一方)
- ④受取先口座の確認できるもの
- ⑤死亡の場合は、除籍謄本および災害見舞金の請求者の戸籍謄本

上記以外の書類提出をお願いする場合があります。

災害見舞金支払いの制限

- 自殺または故意による場合は、支払いません。
- 交通事故が天災等により発生したときや飲酒、無免許運転または重大な過失(著しい速度の超過など)により発生したときは、見舞金の全部または一部を支払いません。

令和5年度
共済事業状況

■加入者数……………117,960人
■共済見舞金等支払額……28,990,000円(448件)

「氏名」欄にのみこのシールを貼ってください。

個人情報保護シール

必要な方はこのシールを
「加入」欄の○が見えるように
貼ってご提出ください

個人情報保護シール

必要な方はこのシールを
「加入」欄の○が見えるように
貼ってご提出ください